

岩手県告示第 378 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|----------------------|-----------------|
| 株式会社さかな町薬局 | 盛岡市肴町 4 番 30 号 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| あべ内科・消化器科クリニック | 盛岡市長橋町 17 番 45 号 | 〃 |
| かつら内科クリニック | 盛岡市本宮字小坂小瀬 13 番 2 | 平成 19 年 4 月 2 日 |
| 釜石ファミリークリニック | 釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 釜石のぞみ病院 | 釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号 | 〃 |
| たかはし薬局 | 下閉伊郡岩泉町岩泉字下宿 44 番地 1 | 〃 |